

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会

代表理事 菊本圭一 副代表理事 橋詰正



# 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会の概要

1. 設立年月日：平成21年6月23日

2. 活動目的及び主な活動内容：

当協会は、障害者総合支援法に基づく相談支援専門員が、障害者の地域生活を支援する目的で、障害者ケアマネジメントを基本とした中立、公平な相談支援活動を実践するとともに、自らの資質の向上に努めることをもって、障害者の自立した生活支援に資することを目的として活動している。

【主な活動内容】 ※( )内は平成28年度実績

- ・ 基幹型相談支援センター全国研修会の開催(1日開催 190名の参加)
- ・ 全国相談支援ネットワーク研修会の開催(2日開催 延べ457名の参加)
- ・ 全国相談支援ネットワーク研修実行委員会の開催(2回開催 延べ38団体出席)
- ・ 相談支援従事者指導者養成研修への協力
- ・ ブロック別研修の支援(東海・北陸2日延べ280名／北海道・東北2日延べ340名／中国1日200名／九州・沖縄2日延べ1,004名)
- ・ 厚生労働省社会保障審議会障害者部会、厚生労働省「相談支援の質の向上に向けた検討会」、厚生労働省「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会などに委員を派遣。
- ・ 広報誌「NSKニュース」(年3回・各700部)

3. 加盟団体数(全国相談支援ネットワーク実行委員会加盟団体)：30団体(平成29年5月時点)

4. 会員数：513(平成29年5月時点)

5. 法人代表： 代表理事 菊本圭一

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

## 【視点1】より質の高いサービスを提供してく上で課題及び対処方策

- 1、基幹相談支援センターの設置促進と、(自立支援)協議会の研修・機能強化について
- 2、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の国(指導者養成)研修での連携及び基幹相談支援センターとの有機的な連携について
- 3、主任相談支援専門員の資格要件の整理と、養成研修の充実、特定事業所における加算について
- 4、自立生活援助サービス費(仮称)について
- 5、ピアサポートを推進するための制度設計について
- 6、指定障害児相談支援事業所においても緊急時支援について

## 【視点2】地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

- 1、計画相談支援給付費について
- 2、計画相談の単価設定について
- 3、継続サービス利用支援(モニタリング)給付費について
- 4、地域相談支援給付費(地域移行支援)について
- 5、地域相談支援給付費(地域定着支援)について
- 6、重度障害児等への支援について
- 7、山間僻地や外国人への言葉の壁に関する対応について
- 8、乳幼児期の相談支援について
- 9、就労支援について
- 10、地方自治体への支援強化について
- 11、虐待・権利侵害への対応について

## 【視点3】障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

- 1、包括的総合相談窓口総合支援法の一般相談窓口の位置づけを明確にし、人材育成を早急に行う為の体制整備について
- 2、障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について
- 3、統べての生きづらさを感じる方々への支援について

## 総論

今般、一億総活躍社会づくりが推進される中、地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して暮らすことのできる「**地域共生社会**」の**実現**が推進されています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備が推進されようとしています。

また、総合相談窓口において、高齢者層においては、地域包括支援センターがその役割を担い、若年層においては、生活困窮者自立相談窓口が想定されております。

しかしながら、生活困窮支援においても、障害者支援の範疇で支援を行うべき対象者像が多く存在し、これまでの障害支援での総合相談窓口もその一翼を担う必要性は非常に高いと思われれます。

そのため、**総合相談の機能が充分果たせる相談体制の構築**を推進し、**全国の市町村への基幹相談支援センター設置促進に向けた必要財源の確保**、並びに**市町村必須事業の障害者相談支援事業の充実**、**指定特定等の相談支援事業所が事業所として単体で成り立つような計画相談報酬の充実・人材育成の整備**により、安定して総合相談を実施できる体制整備を下記の要望内容によりお願い致します。

## 【 視点1 】 より質の高いサービスを提供してく上で課題及び対処方策

### 1、基幹相談支援センターの設置促進と、(自立支援)協議会の研修・機能強化について

障害福祉計画をはじめとした市町村が策定する計画が機能していません。障害福祉サービス事業所の新規設置数等についても(自立支援)協議会での議論がなされていない傾向があります。そこで、基幹相談支援センター・(自立支援)協議会担当職員等の研修会を国レベルの必須研修として位置付け、市町村・都道府県の担当職員等を受講させてください。

平成28年度の推進事業により明らかになったのは、(自立支援)協議会が活性化している地域では、社会資源の創設等も非常に進んでいることです。(自立支援)協議会が形骸化している市町村に対しては、市町村格差是正の観点からも看過できないものと考えます。

### 2、相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の国(指導者養成)研修における連携及び基幹相談支援センターとの有機的な連携。

相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の国(指導者養成)研修における内容を充実させ、それらの連携を強化することで、現場における相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がスムーズに連携できる体制を整備してください。特に法人内サービス利用で完結するケースに対するチェック機能やグループホームから単身生活への移行について、基幹相談支援センターと有機的に連携することで強化してください。

3、主任相談支援専門員の資格要件の整理と、養成研修の充実、特定事業所においては加算の対象としてください。

主任相談支援専門員は相談支援の仕組みを支える中核的な人材として活躍することが期待されています。従って、資格要件の整理と、養成研修の充実を行ってください。また、基幹相談支援センター及び特定事業所加算を算定できる事業所への配置を必須化し、その体制に即した加算を設定してください。

4、自立生活援助サービス費(仮称)

自立生活援助は、相談支援事業所に付置できるサービスとして位置づけてください。また、標準利用期間を設定する際は1年を基準として、本人の状況に合わせて3年までの延長を認めてください。

地域生活の安定を図るためには1年を通して起こりうる様々な経験とそこでの時宜(じぎ)を得た支援が効果的です。そのため、標準利用期間を設定する際には1年を基準として、本人の状況と共に、サービス等利用計画案を勘案したうえで利用期間を3年まで延長できる仕組みとしてください。また、安定運営できる報酬水準を確保してください。

5、ピアサポートを推進するための制度設計を行い、特に相談支援専門員との連携を期待される地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助においては、報酬上の評価項目にピアサポートを加えてください。

障害者総合支援法施行3年後の見直しにおける社会保障審議会障害者部会報告書においても、「地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートを担う人材等の育成・活用を進めること」を求めています。よって、ピアサポートを推進するための制度設計を行い、特に相談支援専門員との連携が期待される地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助においては、報酬上の評価項目にピアサポートを加えてください。

6、指定障害児相談支援事業所においても緊急時支援をした際には正當に評価してください。

障害児相談支援においては、地域定着支援体制と緊急時支援加算が無い状況にありますが、医療機関への緊急搬送時や、行動障害等による家族からの緊急連絡に対して障害児相談支援事業所が緊急対応することが少なくありません。第5期障害福祉計画における障害児支援計画策定にむけて障害児相談支援にも地域定着支援同様の給付体制を整えてください。

**【視点2】地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策**

**1、計画相談支援給付費**

計画相談作成の担い手である相談支援専門員の確保・定着、相談支援事業所の安定運営のための報酬設定としてください。また、計画相談の初期段階で障害児相談支援と同様の「初期加算」の増設と、支援会議を報酬上の加算の対象としてください。

2、計画相談の単価設定の勘案としては、長期にわたる入所施設の単価設定と、在宅者の計画相談支援給付費が同一単価であることの見直しと共に、期間の限られた入所についての継続サービス利用支援は、初期は毎月とし、その後も最低2～3ヶ月に一度、退所間近は再度毎月とし、在宅へ向けた働きかけが強化できるようにしてください。

質の高い相談支援体制を構築するには、相談支援専門員の研鑽は言うまでもなく、相談支援事業所の経営基盤の安定、相談支援の担い手である相談支援専門員が将来展望をもって職場で働き続けられる処遇の確保が必要です。また、安定した人材育成の仕組みは急務の課題であります。

そのため、計画相談の初期の段階においては、信頼関係の構築や心を開いてもらうためのより丁寧な対応、様々な形での情報収集等「初期加算」は必須です。また、安定した人材育成の仕組みは急務の課題であります。

こうした視点をふまえ報酬改定にあたっては、相談支援事業の報酬について適正な水準を確保し、総合相談窓口機能も強化できる単価を設定してください。



## 3、継続サービス利用支援(モニタリング)給付費

ケアマネジメントの基本である継続サービス利用支援(モニタリング)の適正化のために定期モニタリングを基本とする新たな標準期間を示してください。

定期的なモニタリングによって、本人の望む生活の実現にむけて、本人の意思を中心とした支援を行うことができます。

新規の在宅生活者は、毎月モニタリングを基本とし、現行のように3ヶ月の間までという限られた形にせず、状況に応じて2～3ヶ月を標準期間として設定できる仕組みにしてください。本人との話し合いを含め、本当に不要な場合のみ、6ヶ月、あるいは1年の期間としてください。

## 4、地域相談支援給付費(地域移行支援)

精神科に入院している措置入院者及び医療保護入院者については、入院期間にかかわらず地域移行支援の対象者としてください。

入院中及び退院後に本人の望む生活を実現するためには入院中からの関わりが効果的であることから、非自発的入院である、措置入院者及び医療保護入院者については、入院期間にかかわらず地域移行支援の対象者としてください。

## 5、地域相談支援給付費(地域定着支援)

電話等による対応についても緊急時加算の対象として、夜間等の緊急時訪問については、加算の単位数を引き上げてください。

地域定着支援は、日中の支援時間外に起こる本人にとっての一大事に対しては、電話等による迅速かつ適切な対応により、緊急訪問に至らないことが多々あります。このような対応についても緊急時の対象として評価してください。また、日中の支援時間外に行う夜間等の緊急時訪問及び電話対応については、それぞれ加算の単位数を引き上げてください。

精神科病院に限らず、病院入院中の障害児者(身体障害者手帳等未取得者を含め)、病院との連携やカンファレンス等への参加について、介護保険と同様に報酬評価をしてください。

緊急対応等頻回に行う必要のある支援会議を報酬上の加算の対象としてください。

指定一般相談支援事業者が、緊急時対応等に付随する多機関、多事業所とのきめ細やかな連携やそのための支援会議を行った場合は、地域定着支援の加算の対象として、評価してください。

## 6、重度障害児等への支援について

NICU等から退院する医療支援が必要な障害児も、指定一般相談の地域移行・地域定着の給付対象にしてください。

また、知的障害や重症心身障害児でない、いわゆる医療支援の必要なケア児もサービスの対象にしてください。

## 7、山間僻地や外国人への言葉の壁に関する対応について

特別地域加算が介護保険の並びで15%となっています。高齢者のサービス利用者と比べ障害児者サービス利用者の人数は、1/5～1/6となっているため、守備範囲は5倍から6倍になり、特に山間僻地等は移動に多くの時間を費やされてしまいます。特別地域加算を50%、30%、15%等、地域性を考慮した設定としてください。

また、入所施設等により自市町村住所地として遠距離地域の方を担当する相談支援専門員が存在します。その場合の対策も必要です。

一方、当事者や家族の中に外国出身で日本語がまったく話せず、通訳が必要なケースが増えています。このような場合にも外国人対応加算(仮称)の検討してください。

## 8、乳幼児期の相談支援に関して

相談支援の本来の目的を果たせず、相談支援の中立性、独立性が最も進んでいないのは、相談支援の入り口である児童期の相談支援であり、乳幼児期はさらに顕著です。殊に児童発達支援センターを利用する場合、センター内にある相談支援事業所が、児童発達支援センターを利用する子どもの利用支援計画を立てている実情に、工夫をしていく時期に入っていると考えます。

そこで、基幹相談支援センターが乳幼児期の相談支援体制に深く関与していくための検討や、母子保健のシステムと相談支援のあり方、健康診査と相談支援の関係等の調査研究を実施し、乳幼児期の相談支援の目指す方向を示し、充実した乳幼児期の相談支援体制を整備する必要があります。

## 9、就労支援に関して

圏域で障害者就業・生活支援センターが行ってきた職場訪問や職場開拓を、より地域の実情に合わせた市町単位で行っていき、相談支援事業所と就労移行支援事業所が行えるような仕組みが必要です。

支援の現状で感じているのですが、職場とのマッチングと就労支援に生活支援が手厚くあれば就労出来る方が就労継続支援事業の利用者の中に多くいます。また、就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所から就労へ移行させる施策の充実と関係支援機関によるネットワーク会議の定期開催を位置づける必要があります。

## 10、地方自治体への支援強化について

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の設置などは、相談支援に極めて重要な施策であるにも関わらず、行政の地方分権が進む中で、それぞれの自治体にその対応が委ねられています。しかしながら、地域生活支援事業として、様々なメニューが追加されるものの、特に財源不足の現状にある地方自治体は、相談支援体制の強化に消極的な現状が認められます。

また、障害支援区分認定調査及び認定審査会への取り組みに地域格差が大きく、限りある財源の公平な分配の視点に立った際に、認定の精度を上げる必要があります。

そうした現状への対応策として、各都道府県で行われている研修の見直し、及び審査会が適正に運営されているかの評価を行う仕組みの開発が急務の課題だと思われます。

## 11、虐待・権利侵害への対応について

虐待、権利侵害事案に関わる相談支援事業所、サービス提供事業所、自治体に対する第三者による検証機関が必要と思われます。

また、虐待防止センターの機能強化と、都道府県、市町村の体制整備が必要です。

**【視点3】 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策**

1、包括的総合相談窓口に総合支援法の一般相談窓口の位置づけを明確にし、人材育成を早急に行うための体制整備。

共生社会実現のため、他制度との包括的総合相談体制整備に障害分野の位置づけが想定されていないので、明確に位置づけしてください。総合相談の機能が充分果たせる相談体制の構築を推進するためにも全国の市町村への基幹相談支援センター設置促進に向けた必要財源の確保、並びに市町村必須事業の障害者相談支援事業の充実、指定特定等の相談支援事業所が事業所として単体で成り立つような計画相談報酬の充実・人材育成の整備により、安定して総合相談を実施できる体制を整備してください。

## 2、障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

成年後見制度については、単なるサービス利用や財産管理の観点だけからの利用促進ではなく、障害のある方の権利擁護支援として、後見制度そのものの見直しと、後見制度につなぐ人材と窓口の育成並びに地域の土壌づくりが必要と思われます。

特段の見直しが必要と考えられる部分は、「後見」類型での制度活用が全体の80%を占めており、「保佐」「補助」類型が活用されていない現状があります。利用者自身の権利を包括的に取り上げ、代理決定を前提とした、「後見」類型のみの活用では、本来の制度理念をねじ曲げた運用状態にあると考えられます。

意思決定支援の考え方を取入れ慎重な運用をできるような体制整備の検討が必要と思われます。具体的には、ストレングスモデルによる支援体制が構築されることで、現在の状況を改善することが図られるものと考えます。

## 3、すべての生きづらさを感じる方々への支援について

総合支援法上の障害福祉サービスメニューにおいては、知的障害者の利用率が一番高くなっているが、それ以外の障害のある人々が利用できる新たなサービスメニューの開発を行うべきであると思われます。

具体的には、高次脳機能障害や発達障害等により、表面化しにくい生活のしづらさにより、支援が必要な方への支援の開発・充実が必要です。

これは、他制度である、生活困窮の自立相談支援窓口においても、対応困難事例として、表面化しつつあります。

そのためにも、相談支援事業の拡充を図り、本来サービスを必要としているのに繋がっていない障害者の掘り起しができるような相談支援体制を確保するための予算措置が必要です。